

短期養成課程 実務経験者訓練技法習得コースの募集要項

1. 募集対象者

職業訓練指導員候補として採用された者又は職業訓練指導員になろうとする者で、次のいずれかに該当することが要件になります。

- (1) 職業能力開発促進法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者
- (2) 職業能力開発促進法施行規則第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習（48時間講習）を受けることができる者
- (3) 職業訓練において訓練を担当しようとする者
- (4) 職業訓練において訓練を担当している者
- (5) 職業訓練指導員免許を取得している者

短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コース）の修了後、能力審査（職業訓練指導員試験相当）を受験し、合格することにより職業訓練指導員免許を取得することができます。

2. 募集人員

訓練科（※）	開講コース	
	コース名	募集人員
<p>① 職業訓練指導員免許123職種のうち、2019年度に募集する訓練科は次のとおりです。 機械科、溶接科、電気科、電気工事科、電子科、コンピュータ制御科、建築科、建設科、情報処理科、事務科</p> <p>② 能力審査の免許職種の受験資格要件を満たさない場合又は指導員免許を取得されていて能力審査を受験されない場合は、次の訓練科を選択してください。 指導科</p>	<p>左記訓練科に対して、以下のコースから選択して受講できます。</p> <p>(ア) 職業能力開発指導力養成コース (イ) 訓練コーディネート力養成コース (ウ) キャリア・コンサルティング力養成コース</p> <p>※複数コースの受講も可能です。 ※コース概要については、「訓練コース概要」をご覧ください。</p>	<p>各コース 40名</p>

（※）【出願の際に入学を希望する訓練科について】

訓練科は、職業訓練指導員試験の受験資格がある免許職種のいずれかひとつの訓練科になり、訓練修了後に受験できる能力審査の免許職種になります。受験資格要件（訓練科）及び上記訓練科以外の免許職種についてはお問合わせください。

3. 出願手続

(1) 出願書類の受付期間

受講コースにより異なります。

2019年7月3日（水）開講コースの出願期間は、2019年2月12日（火）から2019年4月19日（金）までになります。

(2) 事前相談

受講を希望される方は、遅くとも出願手続き開始1ヶ月前までには、**様式5「短期養成課程 実務経験者訓練技法習得コースの受講に関する事前相談票」**に該当する内容を記入し、事前に職業訓練指導員資格審査室にご相談ください。（当校ホームページから、電子メールで送ることもできます。）

相談されずに出願書類等を出された場合、受講ができない場合もありますので、ご注意ください。

【提出先】

- ・〒187-0035 東京都小平市小川西町2-32-1
職業能力開発総合大学校 職業訓練指導員資格審査室 宛
- ・E-mail : shikakushinsa@uitec.ac.jp
- ・ファックス 042-344-5609

(3) 出願書類提出について

受付は郵送に限ります。

封筒の表面に「出願書類在中」と朱書きし、簡易書留若しくはレターパックプラスで送付してください。それぞれ募集期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

出願書類は一括して提出してください。

なお、一旦提出された書類は返還いたしませんので、ご注意ください。

書類をご記入いただく際は、楷書で丁寧にご記入をお願いします。

(4) 出願書類等

書 類 等	摘 要
①入学志願書	様式1「短期養成課程 実務経験者訓練技法習得コース入学志願書」に必要事項を記入してください。 受講希望コースの「コース番号」を記入し、「コース名」の該当箇所にチェックを入れてください。
②受験票・副票	様式2「受験票・副票」に出願前3ヶ月以内に撮影した正面上半身脱帽の写真（縦4cm×横3cm）を所定の2ヶ所に貼付して提出してください（カラー・モノクロは問いません）。
③卒業証明書（*）	受験要件の学歴を示す卒業証明書を同封し提出してください。学校等の所定の用紙を使用し、出願前3ヶ月以内に学校等の長が発行したものに限ります。
④履修した科目がわかる証明書（*）	学校等の所定の用紙を使用し、出願前3ヶ月以内に学校等の長が発行し厳封したものに限ります。応用課程（高度職業訓練）の修了者は、専門課程（高度職業訓練）の履修した科目がわかる証明書も併せて提出してください。

⑤技能検定合格証書（＊）	1級、2級または単一等級の技能検定合格証書を所持している場合は、その写しを提出してください。
⑥資格証明書（＊）	職業訓練指導員免許職種に該当する資格の合格証書、免許及び免状等を所持している場合は、その写しを提出してください。
⑦実務経験証明書（＊）	様式3「実務経験証明書」に記入し、企業等から証明されたものを提出してください。この証明書は、職業訓練指導員試験を受験できる免許職種に必要な職歴をすべて記入してください。 なお、証明する会社等が異なる場合は、それぞれの会社等ごとに提出してください。
⑧職業訓練指導員試験の科目合格がわかる書類（＊）	職業訓練指導員試験を受験し、一部の試験科目に合格をしている方は、科目合格していることがわかる書類の写しを提出してください。なお、職業訓練指導員試験の一部の試験科目に合格されている方は、③～⑦の提出が不要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
⑨推薦書 ※公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の方のみ	所属機関推薦者の推薦書（様式4「推薦書（短期養成課程 実務経験者訓練技法習得コース用）」）を提出してください。 なお、該当する方は、下記のとおりです。 「募集対象者」の（1）から（4）のいずれかに該当した方で、公共職業能力開発施設又は認定職業訓練施設において、職業訓練指導員若しくは候補者として採用された者であり、都道府県の公共職業能力開発施設又は認定職業訓練施設にあっては当該施設の所在地を管轄する、都道府県の職業能力開発主管部長が推薦する者であること。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設にあっては、本部総務部長が、職業訓練指導員免許を取得等させる必要があると認め、推薦した者であること。

※1 書類等③から⑧（（＊）を付記した書類等）により、能力審査の受験（職業訓練指導員免許の取得）資格の有無及び職業訓練指導員試験を受験できる免許職種を確認しますので、必ず出願前に資格要件の確認をお願いします。なお、資格要件を満たさない方でも短期養成課程の受講ができる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※2 書類等⑨「推薦書（短期養成課程 実務経験者訓練技法習得コース用）」は、公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の方のみ提出してください。

（5）出願先

〒187-0035 東京都小平市小川西町2-32-1
職業能力開発総合大学校 職業訓練指導員資格審査室

4. 選考方法

出願書類により書類審査を実施します。

※複数コースを受講希望し、同時に出願される場合、どの組み合わせのコースでも最初となるコースの書類審査時にまとめて行います。

5. 合格発表及び入学手続

(1) 合格発表

合格発表日の午前10時以降に各人のメールアドレスへ直接連絡します。

合格者には、「入学許可通知書」を別途郵送により通知します。不合格者には郵送での通知はありません。なお、電話等による可否の照会には一切応じられません。

入学手続に必要な書類（学籍簿、誓約書、受講料納付書、職業能力開発総合大学校システム利用誓約書など）は、「入学許可通知書」とともに送付します。

(2) 入学手続期間

「入学許可通知書」に同封する振込依頼に基づき、下記6の経費を入学手続期間内に支払ってください。

また、入学手続に必要な書類を持参又は封筒の表面に「入学手続書類在中」と朱書きし、簡易書留若しくはレターパックプラスで送付してください。持参する場合は、手続期間内の土日祝日を除く9時から17時の間に、職業能力開発総合大学校 職業訓練指導員資格審査室で手続きしてください。郵送の場合は受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

なお、期間内に手続きを完了しなかった者は、本校へ入学する意志がなく、入学を辞退したものとみなします。

6. 経費

(1) 授業料

1コースあたり、46,000円（税込）

※2019年度中に消費税率が引き上げられた場合は、受講料を改定します。

※授業料は、銀行振り込みのみ受け付けます。

職業訓練指導員候補者として公共職業能力開発施設に採用（予定者含む）された者で本課程の合格者のうち都道府県の公共職業能力開発施設（都道府県が運営する国立の障害者職業訓練校を含む。）にあっては、各都道府県の職業能力開発主管部長が、職業訓練指導員免許を取得等させる必要があると認め推薦した者、また独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設にあっては、総務部長が、職業訓練指導員免許を取得等させる必要があると認め推薦した者に行う短期養成課程における訓練に要する経費（教科書・宿泊費等を除く。）については、その一部を職業能力開発総合大学校で負担することとされておりますので、経費（授業料）の詳細について職業訓練指導員資格審査室までお問合せください。

(2) 教科書代等

別途必要な場合があります。

7. 入学手続後の辞退

入学手続後に入学を辞退する場合は、「入学辞退届」に必要事項を記入し、「入学許可通知書」を同封のうえ、各コース指定日までに持参又は簡易書留若しくはレターパックプラスにて送付してください。（期日必着）

持参する場合は、最終日までの土日祝日を除く9時から17時の間に、職業能力開発総合大学校職業訓練指導員資格審査室で手続きしてください。

なお、期日までに手続きを完了した辞退者には、納付済みの授業料を返還します。

「入学辞退届」は入学手続き書類に同封しております。

8. 能力審査

(1) 概要

能力審査は、短期養成課程修了後に、長期養成課程で習得すべき技能及びこれに関する知識の有無を判定するため、職業能力開発総合大学校長が定める審査基準に基づき審査するものです。

能力審査には、普通課程の普通職業訓練を担当できる資格の能力審査（以下「普通課程資格審査」という。）と専門課程の高度職業訓練を担当できる資格の能力審査（以下「専門課程資格審査」という。）の2種類があります。

普通課程資格審査は、都道府県で実施する職業訓練指導員試験と同水準の試験の内容及び方法（学科試験（指導方法及び関連学科）、実技試験）で実施します。合格した者は、普通課程を担当できる能力を有する者として職業能力開発総合大学校長が認定し、都道府県への申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

また、学科試験及び実技試験のいずれかが合格した場合は、都道府県が実施する職業訓練指導員試験と同様に一部合格として取扱われ、職業能力開発総合大学で実施する能力審査の再受験または、都道府県で実施する職業訓練指導員試験受験の際に一部合格科目の試験が免除となります。

専門課程資格審査は、長期養成課程で習得する職業訓練指導員に必要な能力（7つの能力（職業能力開発指導力、技能・技術力、キャリア・コンサルティング力、訓練コーディネート力、問題発見解決力、マネジメント力、イノベーション力））について、学科試験または模擬授業及びロールプレイング等の様々な審査を実施します。すべての審査に合格した者は、専門課程を担当できる資格が得られます。

(2) 検定料

20,412円（税込）

※2019年度中に消費税率が引き上げられた場合は、検定料を改定します。

実技試験、学科試験について、免除科目のある方については、上記の金額が変更となります。

(3) 実施時期

2019年9月および2020年3月に実施する予定です。

詳細な日程については、短期養成課程修了後に送付される案内をご覧ください。

2019年度指導員養成訓練短期養成課程 実務経験者訓練技法習得コース(Webコース)日程

コース番号	コース名	訓練開始日	訓練終了日	募集開始	募集終了	可否通知
TW201921	訓練コーディネータ養成コース	2019年7月3日(水)	2019年10月30日(水)	2019年2月12日(火)	2019年4月19日(金)	2019年5月24日(金)
TW201922	キャリア・コンサルティング力養成コース					

※ 今回募集のコースのみを掲載しています。

訓練コース概要

○職業能力開発指導力養成コース

・技能指導法

専門分野の訓練を適切・安全かつ効果的に実施するため、専門分野の職業環境の現状を把握し、求められる能力の特徴に応じた指導計画の立案や訓練実施に必要な能力を習得します。

・授業計画法 ・教材開発法

職業訓練の役割、法の規定から訓練計画、単位授業の計画を立案する方法を習得することを目的とします。授業計画法と教材開発法は関連したテーマで連携して実施します。授業計画法では、職業訓練の役割、法の規定から訓練計画を立案する能力と単位授業で指導する内容を決める能力を習得し、教材開発法では、「単位授業で指導する内容」を指導する具体的な手順を計画する能力、そうした訓練に使用する適切な教材を選定・作成する能力、訓練と受講者を評価する評価ツールを作成する能力を習得します。

・受講者支援法

現在の雇用情勢を踏まえ、職業訓練指導員に求められる役割について検討し、より効果的に受講者を支援できるようになることを目的とします。受講者が抱えうる課題や特性に関する基本的な知識やそれに応じた支援方法（個別支援、訓練環境作り等）について理解を深め、訓練現場で効果的に支援できる能力を習得します。

○訓練コーディネート力養成コース

・コース開発・運営法

職業訓練指導員において、訓練コースの運営や見直し、新規訓練コースの開発は重要な業務です。このためには、産業界の技術動向や地域ニーズを十分に把握し、訓練コースの開発・運営へ反映させる必要があります。本科目では、施設内で実施されている訓練コースの運営（内容見直し）、及び新規訓練コースの開発のための、調査分析手法を習得します。

・施設外訓練支援論

訓練カリキュラムの一部またはすべてを企業または民間教育訓練機関等において実施する職業訓練に関する支援業務について習得します。

・人材育成支援論

事業主に対し、職業訓練機関のノウハウを活かし人材育成支援を実施していくにあたり、指導員が事業主、団体等に対する人材育成支援業務に係る際に必要となる知識、手法などについて習得します。

・コーディネート演習

上記3分野で学んだ知識、手法などについて、職業訓練現場を想定した具体的な演習課題に取り組み、現場における訓練コーディネートの実際を習得します。

○キャリア・コンサルティング力養成コース

・キャリア・コンサルティング概論

現代社会でのキャリア形成支援の必要性、職業訓練指導員に求められるキャリア形成支援の内容、およびキャリア形成支援計画の作成を含む、キャリア・コンサルティングを行うための基本知識（個別具体的なテクニックを除く）について習得します。

・キャリア・コンサルティング理論

キャリア支援に関する代表的な理論を理解するとともに、各理論で用いられるアセスメントやワークシートの活用を通して、キャリア形成支援に関する基本知識を習得します。

・キャリア・コンサルティング技法

キャリア・コンサルティング技法に関する講義と、職業訓練場面におけるキャリア形成相談を模した演習を積み重ねながら、キャリア形成支援の実施時に求められる基本的なキャリア・コンサルティング技法を習得します。

・キャリア・コンサルティング応用

各領域（企業領域、就職支援領域、教育領域、地域領域）のキャリア支援体制や、支援施設といった社会資源にどのようなものがあるのかを知り、ネットワークを構築したりリファーしたりするための基本知識を習得します。

受講推奨環境

Webコースでは、Moodleというeラーニングシステムを活用して受講していただきます。
下記に示すのは、推奨環境です。必ず、要件を満たす必要はなく、Moodleが作動する環境であれば、受講することができます。

1. パソコンについて

CPU Intel Corei3 以上または、同等以上の機能を有するもの

搭載メモリ 4GB 以上

OS 各メーカーのサポート対象内のものを使用してください

ブラウザ Internetexplorer9 以降、Chrome、Firefox

FlashPlayer 最新バージョン

【注意】

「職業能力開発指導力養成コース」では、指導風景撮影課題があります。受講を希望される方は、動画を撮影し、アップロードできる環境を準備してください。

(動画の撮影については、動画を編集できる機器（スマートフォン、デジタルカメラ等で可）及び動画を編集できるソフトウェア（フリーソフトで可）が必要となります。)

2. 通信環境について

ネットワーク速度（実効速度） 上り 512kbps 以上、下り 1.6Mbps 以上

※ 動画教材の視聴、課題のアップロードも行っていただきます。

3. その他

Macシリーズについては、教材の動作が未確認となっています。使用された場合、教材が正しく閲覧できないことがあります。使用される場合は、自己責任でお願いします。